

第1章 ひょうごの農林水産施策の取組

第1節 総括

1 総合的指標による評価・検証

「ひょうご農林水産ビジョン 2030」全体の活動成果である総合的な指標について、起点である令和元年を上回った項目は、全19項目のうち11項目(58%)となりました。令和元年を下回った項目の主な理由は、高温の影響や天候不順により収穫量が減少したことによる農産物生産量の減少や、廃業・減頭が規模拡大等の増頭ペースを上回ったことによる但馬牛繁殖雌牛飼養頭数の減少等によるものです。

Table with 6 columns: 項目, 起点 R元①, 実績 R5②, ②-①, R7中間, R12③. Rows include 農産物生産量, 農業産出額, 法人経営体数, etc.

※ R5の実績は農林水産統計等が未公表のためR4実績

2 成果指標の点検・評価

成果指標全56項目(内、5項目はR4数値 ※1)の結果について、年度目標を達成「◎:100%以上」又は概ね達成「○:90%以上」している項目は、44項目/56項目(79%)で、ビジョンの目標達成に向けておおむね順調に進んでいると考えられます。

達成率が低い各項目について、原因分析のうえ目標達成に向けた取組のさらなる推進が必要となっています。

Table with 7 columns: 基本方向/達成率, ◎, ○, △, ▲, 項目数, 達成割合※2. Rows include 基本方向1, 基本方向2, 基本方向3, 施策全体.

凡例: 達成率100%以上◎ 90~100%○ 80~90%△ 80%未満▲ ※1 5項目の内、「実質化された人・農地プラン策定集落数」は法改正に伴い、人・農地プランが地域計画として法定化されたため、数値公表はR4年度まで ※2 達成割合: 90%以上の割合

第2節 施策の取組状況—施策の目標と評価—

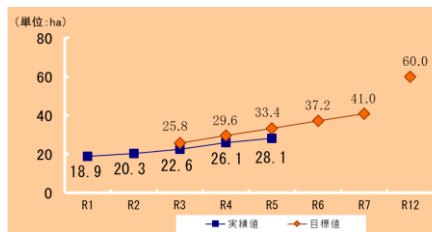
基本方向1 基幹産業として持続的に発展する農林水産業の展開

推進項目1 スマート化による新しい農林水産業の実現

(施設園芸における高度な環境制御技術の導入面積)【目標達成状況: △】

小規模生産者に対しても機器導入を進めるとともに、技術習得のための研修の実施など機器導入後のフォローアップ体制の充実を進めた結果、前年より2ha増加しましたが、生産資材の高騰等による投資意欲の減退等から、目標を下回りました。

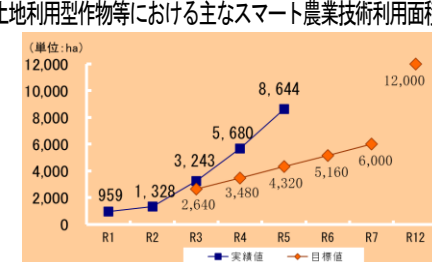
施設園芸における高度な環境制御技術の導入面積



(土地利型作物等における主なスマート農業技術利用面積)【目標達成状況: ◎】

高性能トラクターや高性能田植機の導入が進んだこと、農業サービス事業者によるドローンでの農薬散布等が増えたことにより、目標を上回りました。

土地利型作物等における主なスマート農業技術利用面積

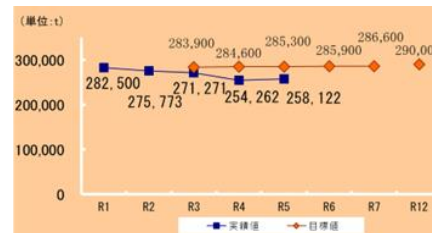


推進項目2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開

(野菜生産量)【目標達成状況: ○】

たまねぎが大玉傾向となり前年度より生産量が増加したものの、レタス等の品目では担い手の高齢化等により作付面積の減少が進み、目標をやや下回りました。

野菜生産量

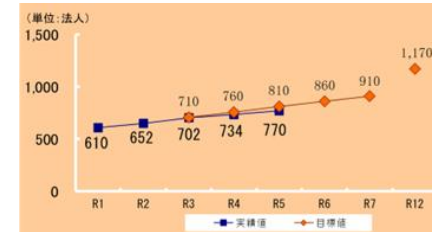


今後は、機械化による農作業の省力化、集落営農組織や企業参入などの多様な担い手による野菜生産の取組を支援し、県産野菜の生産拡大に取り組んでいきます。

(法人経営体数)【目標達成状況: ○】

集落営農や個別経営体の法人化に加え、事業の多角化や原材料の確保等を目的とする農外企業の参入が進んだこと等により増加したものの目標をやや下回りました。

法人経営体数



今後は、集落営農や個別経営体に対するセミナー・相談会の開催や専門家の派遣による個別指導等を通じ、経営体の法人化に向けた取組を支援します。

(新規就農者数)【目標達成状況: ○】

コロナ禍を契機とした移住・就農への関心が高まる一方、他産業との人材の引き合い等により目標をやや下回りました。

新規就農者数

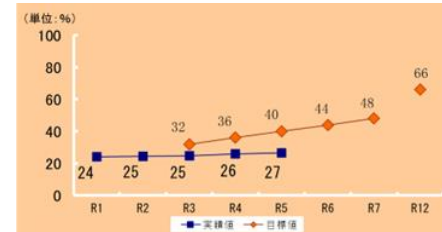


今後は、就農支援センターによる就農希望者向けセミナー・相談会の開催、短期・中期の農業体験機会の提供等を通じ、地域農業を担う新たな人材の確保に向けた取組を支援します。

(担い手への農地集積率)【目標達成状況: ▲】

農地所有者と担い手の条件面でのミスマッチや、担い手の世代交代が進んでいないこと等により目標を下回りました。

担い手への農地集積率

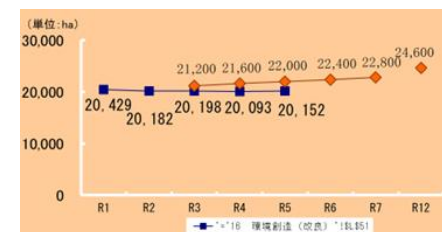


今後は、地域の話し合いにより担い手ごとに利用する農地を目標地図として明確化する「地域計画」の取組のほか、土地利用型農業の担い手確保に向けた経営継承の推進等の取組を支援します。

(環境創造型農業取組面積)【目標達成状況: ○】

新規に取り組む生産者がある一方で、高齢化等の理由により取組をやめる生産者もあり目標をやや下回りました。

環境創造型農業取組面積

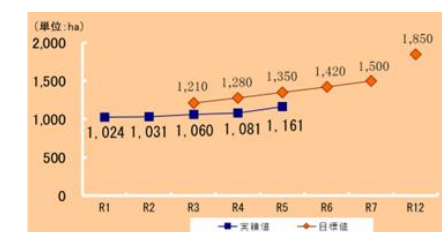


今後は、国の環境保全型農業直接支払交付金等も活用し、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術を取り入れた栽培体系への転換等の支援を行います。

(有機農業取組面積)【目標達成状況: △】

但馬、丹波など着実に伸びている地域がある一方、手間のかかる農法であることから急な規模拡大が困難なため全体としては目標を下回りました。

有機農業取組面積

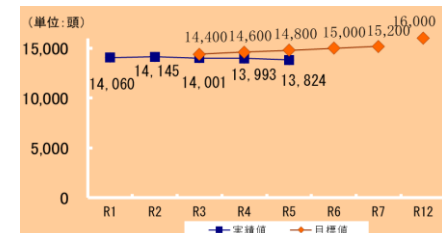


今後は、国のみどりの食料システム戦略に関する交付金等を活用し、市町等を中心とした産地づくりを支援するとともに、新規参入者の育成等を進めることにより、有機農業の取組拡大を推進します。

推進項目3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化

(但馬牛繁殖雌牛頭数)【目標達成状況: ○】 但馬牛繁殖雌牛頭数

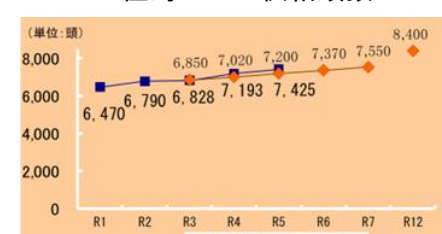
農家の高齢化等による廃業・減頭や飼料価格の高騰による増頭意欲の低下によって、目標をやや下回りました。



今後は、繁殖雌牛の導入及び牛舎整備・改修への支援や、新規就農者の初期投資軽減を図る等により、但馬牛繁殖雌牛の増頭を推進します。

(但馬ビーフ供給頭数)【目標達成状況: ◎】 但馬ビーフ供給頭数

これまでの繁殖雌牛の増頭等により肥育素牛の出荷頭数が増加したため、目標を上回りました。



今後も、但馬牛繁殖雌牛の増頭や但馬牛受精卵移植による肥育素牛生産拡大の支援等により、但馬ビーフの供給頭数の増加を推進します。

新聞の注目記事（日本農業新聞等）から抽出した国内の新たな動き【令和6年6月～令和7年1月】

共通

- (1) 給食無償化 6年で7倍～文科省が自治体調査 食材費 都道府県格差 1.4倍～（日本農業新聞 R6. 6. 13）
全児童生徒に完全無償化した自治体は全体の3割。調査は国による給食無償化の課題を整理する狙い。
- (2) 食品ロス半減 8年早く達成～22年度 コンビニなど大幅減～（読売新聞 R6. 6. 18）
賞味期限の延長などで事業系の廃棄が大幅に減ったため。家庭系は横ばいで、食べ残しや未開封食品の廃棄をいかに減らすかが課題。
- (3) 環境要件 農業共済、収入保険も～農水省 25年産申請時から～（日本農業新聞 R6. 7. 9）
25年産の加入申請時に、適正な施肥・防除や燃料節減、生物多様性の保全などの取組意思を確認するチェックシートの提出を義務化。
- (4) おいしさ データで示す～たつの市・野菜 博農～（日本農業新聞 R6. 7. 12）
畑ごとに割り出した生産費に基づき、確保すべき販売単価を見定めるなど、データを明確に把握し、経営安定をはかる。
- (5) 補助要件に地域計画～来年度 農地・担い手事業対象 農水省～（日本農業新聞 R6. 7. 26）
地域計画で10年後の地域の農地の耕作者に位置付けられていることを事業採択の要件にする。
- (6) 備蓄米1万ト加工用に～農水省 ふるい下減で13年以來～（日本農業新聞 R6. 8. 2）
酒や米菓などの加工品で使われるふるい下米の発生量が23年産で減少し、原料米不足が深刻化したため。
- (7) 食料安保へ新指標～農水省 自給率変動要因分けて検証～（日本農業新聞 R6. 8. 6）
自給率は米などの消費減少が大きく反映され、個別の政策評価には向かないと判断。国産の生産拡大などの効果を評価できるようにする。
- (8) 食料自給率38%変わらず～23年度 カロリーベース 小麦増も横ばい～（日本農業新聞 R6. 8. 7）
生産額ベースでは61%で前年度を3ポイント上回った。輸入量は前年度と同程度だったが、穀物の国際価格などが前年度に比べ落ち着いたことで上向いた。米や野菜の国内価格の伸びも自給率を押し上げた。
- (9) 国産シェア奪還支援～25年度概算要求 老朽施設対応も～（日本農業新聞 R6. 8. 22）
輸入依存度の高い小麦や大豆、加工・業務用野菜の国産シェア拡大を促す。「地域計画」の実現やスマート技術の実装を促す事業を創設。
- (10) 原料国産化促進へ新法～政府 食品事業者に税制支援～（日本農業新聞 R6. 9. 4）
輸入リスクに備え、原材料を国産に切り替える事業者などの取り組み計画を国が認定し、金融面や税制面などで支援。食品産業と農業が連携して付加価値を高め、消費者が値上げを受け入れやすい環境の整備にもつなげる。
- (11) 耕作面積92万畝減 経営体半減で2030年 農水省試算～基本計画で目標設定へ～（日本農業新聞 R6. 11. 7）
東北地方の農地面積81万畝を上回る規模。次期基本計画で、品目ごとの経営体数や経営規模の目標を新たに設ける方針。
- (12) 常時5人以上雇用の個人事業主 厚生年金義務化へ（日本農業新聞 R6. 11. 16）
これまで農業の個人事業主は任意の加入だったが、常時5人以上の従業員がいる場合は強制加入。雇用主にとっては大きな経済負担。
- (13) 補正予算重点事項案 米大区画化を支援～政府 和牛肉需要拡大対策も～（日本農業新聞 R6. 11. 21）
米生産コストの削減を見据えた農地の大区画化や老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援。
- (14) 米政策 27年度以降見直し～次期基本計画品目別方向性～（日本農業新聞 R6. 11. 25）
水田政策を見直す他、備蓄米制度の在り方を検討。麦・大豆は生産性を高めるため、ブロックローテーションの導入を進める。

	<p>(15) 日本の「伝統的酒造り」無形文化遺産に登録（日本経済新聞 R6. 12. 5） 国内では 23 件目。伝統的酒造りは、コメや麦といった原料を発酵させ、日本酒や焼酎などを造る日本古来の技術。</p> <p>(16) 適正価格へ取引監視 農政局に“Gメン”配置 農水省が検討（日本農業新聞 R6. 12. 4） 東京と地方に専門的な人材を配置し、値上げ交渉の拒否などがいないか調査し、注意喚起することを想定。</p> <p>(17) 野菜の高値長期化 主要 14 品目 5、6 割高（日本農業新聞 R6. 12. 13） 夏秋期の高温の影響で不作の品目が多いため。キャベツは平年比 3 倍と記録の高値が続く。</p> <p>(18) 適正価格へ努力義務～買い手にコスト考慮求める 政府～（日本農業新聞 R6. 12. 13） 農相が判断基準を明確化する。不十分な場合は、指導・勧告の措置。生産者ら売り手による費用の明確化も同様に努力義務とする。</p> <p>(19) 農業総産出額 2 年連続増加 23 年（神戸新聞 R6. 12. 25） 総額は 9 兆 4991 億円。流通量が減少したコメや鳥インフルエンザで供給不足に陥った鶏卵価格の上昇が押し上げた。</p> <p>(20) 農水予算 0.1%増 2.2 兆円～25 年度 大臣折衝で 1000 億円上積み～（日本農業新聞 R6. 12. 26） 改正基本法の初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に進める方針を示す中、増額とはなかったが、0.1%と伸び悩んだ。</p> <p>(21) 米 異例の民間輸入～主食向け不足感～（日本農業新聞 R7. 1. 8） 高い関税が課せられる民間貿易で米が輸入されるのは異例。今後、民間貿易が広がり、国産の米需要を奪う懸念がある。</p> <p>(22) 食料有事の増産要請～米、小麦など 12 品目対象～（日本農業新聞 R7. 1. 10） 現場の負担感が抑えられるよう、有事の際に生産拡大を求めるのは、必要な栽培技術や土地を持つ農業者らに限定。</p> <p>(23) 訪日消費の拡大支援 政府 食品産業海外展開も（日本農業新聞 R7. 1. 11） インバウンド消費と食品産業の海外展開を、新たな政策の柱に位置付ける。輸出との相乗効果を狙い、生産基盤の拡大につなげる。</p> <p>(24) 訪日客最多 3600 万人超～24 年 コロナ禍上回る～（日本農業新聞 R7. 1. 16） 政府は 30 年にインバウンド旅行消費額 15 兆円、インバウンド数 6000 万人を目指しており、農村や農泊なども受け皿として注目。</p>
--	--

基本方向 1	<p>推進項目 1 スマート化による新しい農林水産業の実現</p>
	<p>(1) スマート導入に手引～農水省 産地の合意形成促す～（日本農業新聞 R6. 6. 11） スマート農機を円滑に融通し合うため、作期の異なる主食用米と飼料用米を組み合わせるなどの手法を整理。</p> <p>(2) スマート農業法 10 月施行～設備投資 長期・低利で支援～（日本農業新聞 R6. 6. 25） 省力化や生産性の向上に役立つ設備投資を支援。日本政策金融公庫に創設する長期・低利資金は、据え置き期間 5 年、償還期限 25 年。</p> <p>(3) 米の出荷 脱「紙契約」～省力&経費減 30JA 導入～（日本農業新聞 R6. 8. 17） JA 全農は、米農家と JA が交わす出荷契約の手続きをデジタル化するシステムを開発。事務作業の省力化や紙代の削減につなげる。</p> <p>(4) 生成 AI が栽培技術指南 普及指導サポート～農研機構が開発～（日本農業新聞 R6. 10. 19） 作物の育苗期間や定植時期、肥料の種類など汎用的な生成 AI ではできない具体的な情報も提示可能。</p> <p>(5) スマート農機で作業代行 サービス事業体を育成 農水省（日本農業新聞 R7. 1. 17） サービス事業体を通じて農家に先端技術を使ってもらい、技術を普及させる考え。サービス事業の新規立ち上げ経費を助成。</p>

推進項目 2 多様性と都市近郊の立地を活かした力強い農業の展開

[SDGs]

(1) 世界初 カーボンゼロの酒～神戸酒心館～（読売新聞 R6. 11. 26）

乾燥させた酵母を使用して清酒酵母を造る工程を短縮し、精米工程では米の磨き具合を従来より抑えることでエネルギー消費を抑制。ラベルを廃して瓶に直接印字するなど、環境負荷を低減。

[生産]

(1) 大豆価格 異例の逆転～国産は低迷／輸入は高騰～（日本農業新聞 R6. 6. 21）

価格逆転は国産大豆の収穫後入札が始まった 2000 年以降で初。輸入からのシェア奪還につながられるかが課題。

(2) 高温で国産果樹受難～サクランボ、梅「凶作」～（日本農業新聞 R6. 6. 28）

サクランボでは品質低下や奇形果の発生。梅も暖冬による受粉の不調が響く。今後収穫予定の果実では日焼け防止などが求められる。

(3) 大豆長期保管 半額を助成～農水省 国産の供給平準化へ～（日本農業新聞 R6. 7. 11）

日本特産農産物協会が開く収穫後入札で不落の大豆が対象。収穫年の翌 11 月末まで出荷せず、保管。通常は収穫年の翌年秋には出荷を終える。

(4) 野菜 7 割 作付け最小～22 年産 生産縮小止まらず～（日本農業新聞 R6. 7. 30）

16 品目は作付面積がピーク時の半分以下に落ち込むなど、生産者の減少や高齢化が進み、野菜の生産縮小に歯止めがかからない厳しい実態。

(5) 1 等米 8 割に回復～9 月末時点 高温対策が奏功～（日本農業新聞 R6. 10. 29）

平年並みの水準。昨年に比べ天候条件が良かったことや、水管理や追肥の強化など、生産現場での高温対策が進んだことが奏功。

(6) 西友 台湾産米に勢い～割安感支持に懸念も～（日本農業新聞 R6. 11. 23）

消費者になじみの薄い輸入米だが、販売は好調。勢いを増す輸入米が国産米の需要にどの程度影響してくるのか注視が必要。

(7) 水稲 用途変更可に 農水省 25 年産から～営農計画修正 8 月 20 日まで～（日本農業新聞 R6. 11. 28）

今夏の米の品薄を受けた対応で、飼料用として植えた水稲を需給動向に応じて、機動的に主食用に用途変更できるようにする。

(8) 米主要県 軒並み増産～25 年産目安 需給引き締め反映～（日本農業新聞 R7. 1. 16）

主食用米は新米が出回った今も不足感が強く、例年を大きく上回る価格で推移。需給状況を反映させ、増産に踏み切る。

[肥料・資材高騰]

(1) 飼料設計“最安”を提案～農研機構プログラム公開 酪農コスト低減へ～（日本農業新聞 R6. 7. 3）

酪農家らが利用したい飼料の栄養価や単価など前提条件を入力すれば、自動で計算し、提案。インターネット上で無料で使える。

[担い手]

(1) 23 年度、農水省 担い手農地集積率～北海道 9 割で首位、滋賀 伸び最大～（日本農業新聞 R6. 7. 6）

水田農業が盛んな産地を中心に集積が進む一方、果樹産地や都市近郊産地で低い傾向。政府目標の 8 割を超えたのは、北海道のみ。

(2) 多様な“担い手”支援へ～香川県 兼業農家ら対象に新制度～（日本農業新聞 R6. 7. 21）

多様な人材には兼業農家や定年帰農者、「半農半 X」などを想定。認定を受けると、農機や施設を導入する際の補助などが受けられる。

(3) 地域の農地 一社で集積 「まるっと方式」11 府県に～個人営農可 参画しやすく～ (日本農業新聞 R6. 7. 25)

地域で非営利型の一般社団法人を設立。農地バンクを介して、地域内の全農地を丸ごと、その法人に集積。集積された農地で営農活動を行う。

(4) 就農者 2 年連続最少～23 年 4 万 3460 人 選ばれる職場づくり急務～ (日本農業新聞 R6. 9. 2)

社会全体で人材獲得競争が激しくなる中、農業現場でも働き手に選ばれる職場づくりが急務。

(5) 米農家廃業 最多ペース～24 年 進まぬ価格転嫁 経営圧迫～ (日本農業新聞 R6. 9. 6)

今後の米の安定供給を確保するためにも、農家が再生産できる水準への一定の価格引き上げが重要。

(6) 親元就農 支援手厚く～農水省 施設・機械修繕に～ (日本農業新聞 R6. 12. 8)

受け継いだ施設などの修繕を支援する事業を新設。経営開始資金は要件を緩和し、同品目でも新たな技術を導入する場合は支給対象とする。

[環境創造型農業・環境等]

(1) 「みえるらべる」で環境配慮 (日本農業新聞 R6. 6. 15)

坂本農相は、農業由来の温室効果ガスの排出削減率を可視化するラベルの愛称を発表。米や野菜など 23 品目が対象。

(2) みどり法認定農家 1.5 万人～環境負荷低減 福井県で 9600 人追加～ (日本農業新聞 R6. 6. 16)

福井県では、JA 福井県が農家をまとめ、県の認定を受けた。農水省はみどり法に基づく認定に移行するよう呼びかけている。

(3) 農業 温室ガス削減量取引～フィリピン・ベトナムと 水田メタン抑制技術提供～ (読売新聞 R6. 6. 27)

農業分野での 2 国間取引は世界初。日本企業の海外展開を後押しし、農業分野での脱炭素市場をリードする狙い。

(4) 有機移行期を重点支援～農水省 環境直払い見直しへ～ (日本農業新聞 R6. 7. 27)

25 年度以降は、有機農業の面積拡大へ、収量が減る初期の取り組みを重点的に支援。

(5) 有機 初の 3 万 300 ㌔越～22 年度 「みどり交付金」効果～ (日本農業新聞 R6. 8. 31)

取組面積は 22 年度で 3 万 300 ㌔。50 年度に 100 万 ㌔ (耕地面積の 25%) に増やす農水省の目標とは依然開きがある。

(6) J クレジット 中干し延長 4600 ㌔に～農家負担少なく広がり～ (日本農業新聞 R6. 9. 23)

認証されたクレジットは、二酸化炭素換算で 1 万 4996 トン。地域別にみると、東北が約 2000 ㌔と最大。

推進項目 3 需要に応じた高品質な畜産物の生産力の強化

(1) アニマルウェルフェア指針 実施状況 本格調査へ (日本農業新聞 R6. 8. 8)

調査結果を踏まえて、目標達成年を設けることや、将来的に農水省の補助事業の要件にするかどうか検討。

(2) 畜産政策 指針見直し～酪肉近 飼料自給、需要拡大へ～ (日本農業新聞 R6. 9. 11)

焦点は生産コスト上昇への対応。新型コロナウイルス禍や物価高騰などで需給は緩和傾向にあり、設定水準が注目される。

(3) 酪農家、初の 1 万戸割れ 10 月時点～続くコスト高 値上げ「追いつかず」～ (日本経済新聞 R6. 12. 3)

生産コスト高の一方で乳製品の価格は上がりづらく、経営を諦める酪農家が相次いでいる。

推進項目 4 木材利用の拡大と資源循環型林業の推進

(1) 国産木材 広がる活用～地中に「森」地盤強化・小型人工衛星～ (読売新聞 R6. 6. 4)

複数の丸太を垂直に打ち込み、土の密度を高めて地盤を固める仕組み。住友林業などが開発。

(2) 森林集約 協議の場新設 林野庁～経営管理法、来年改正へ～（日本農業新聞 R6. 12. 6）

所有者から預かった森林の経営管理を円滑に林業経営体に任せられるようにする。市町村の人材不足を踏まえ、国や県の関与を強める考え。

(3) 県が主体的に市町支援を～分収造林問題 有識者委、最終報告書案～（神戸新聞 R6. 12. 27）

収入が経費を上回る伐採林を含む場合は、所有者から委託を受け森林組合などが経営し、なければ市町が管理する形を掲示。

推進項目 5 豊かな海と持続的な水産業の実現

(1) マダコ激減、資源回復へ官民挙げ～水質変化、釣り人気…漁獲量 10 年で 75%減～（神戸新聞 R6. 7. 23）

資源保護のため、一般の釣り客を乗せる遊漁船業者らが協力して子ダコの放流を実施。県も 23 年度から生産技術開発に着手。

(2) 「IUU（違法、無報告、無規制）漁業」対策急務～日本の輸入水産物、3 割由来か～（神戸新聞 R6. 7. 25）

政府の対策強化に加え、持続可能な漁業による「エコラベル」商品を積極的に選ぶなど、消費者の行動変化も求められている。

(3) 稚ダコ 2500 匹 初の放流～県などが取り組むマダコ種苗生産～（神戸新聞 R6. 8. 11）

量産された着底稚ダコの継続的な放流は全国初。25 年度に稚ダコ 2 万 5 千匹の生産、27 年度には開発した量産技術で 10 万匹の放流を目指す。

(4) CO₂ 排出ゼロのノリ生産へ 「兵庫モデル」案を提示（神戸新聞 R6. 8. 27）

本年度中に CO₂ 貯留量算定の兵庫モデルを取りまとめるとともに、兵庫のりを環境に優しい特産品としてブランド化していく予定。

推進項目 6 農畜水産物のブランド力強化と生産者所得の向上

[販売戦略等]

(1) 国産チーズで初の認証制度～伸びる需要 認知拡大へ～（日本農業新聞 R6. 6. 8）

工場の衛生状態や経営体制、チーズの食味などを審査し、日本チーズ協会が品質を保証。国内で初めての取組。

(2) 苗木「リース式」提起～品種保護強化へ フリマアプリ販売対策も～（日本農業新聞 R6. 6. 15）

リース方式では、苗木の所有権が農家に移らず、育成者権者が保持し続ける。差し止め請求をしやすくし、優良品種の管理につなげるのが狙い。

(3) 海外で GI 不正横行～EC サイトに 1242 件 農水省 23 年調査～（日本農業新聞 R6. 8. 20）

農水省は産地が専門家から個別に助言を受けられる事業を用意。現地の相談窓口の設置も進める。

(4) 「揖保乃糸」ブランド保護～農水省制度に登録、県内 5 件目～（神戸新聞 R6. 8. 28）

播磨地域でのそうめん作りは約 600 年前に始まった。赤穂の塩など近隣に良質な素材がそろい、川を利用した水車製粉や輸送が成長を後押し。

(5) 新「コウノトリ黒大豆」開発成功 県立農水技術センター～病害・高温に強く、収穫量 1.5 倍～（日本農業新聞 R6. 11. 12）

19 年に同センターが開発に着手し、新品種開発に成功。25 年度から豊岡市内の農家に種子の配布を始め、数十畝で栽培予定。

(6) 多収黒大豆を開発 兵庫県 株立ち良く耐病性（日本農業新聞 R6. 11. 29）

高温や病害に強く、多収が見込める煮豆向きの黒大豆「兵系黒 7 号」を開発。「クロツル」の代替品種との位置づけ。

(7) 「三田牛」の世界ブランド化期待～サウジアラビアへ海外初輸出～（神戸新聞 R6. 12. 21）

三田食肉センターは、イスラム教の戒律に沿った方法で処理。特にハードルが高いサウジの認証を同センターが日本で初取得。

(8) 秋田米 農家が新品種開発～暑さ寒さに強い「ズッパーサン」～（神戸新聞 R7. 1. 14）

突然変異したあきたこまちの稲を基に育成。ふるさと納税の返礼品にもなった。今後は地元の他、首都圏でも販売予定。

基本方向2	<p>[輸入・輸出]</p> <p>(1) フラッグシップ輸出産地 42産地を初選出 農水省（日本農業新聞 R6. 6. 27） 有機栽培の拡大やサプライチェーンの効率化などに向けた認定産地への支援を検討、25年度予算で措置。</p> <p>(2) 野菜輸入が15%増～上期貿易統計 円安続き牛・豚減少～（日本農業新聞 R6. 7. 31） 天候不順で国産の品薄高が進み、倍増したキャベツをはじめ輸入品の代替需要が強まった。</p> <p>(3) 農水産物輸出 4年ぶり減～上半期 中国向け落ち込み～（読売新聞 R6. 8. 3） 上半期としては、コロナ禍で経済活動が停滞した20年以來の減少。一方、米国向けはホタテや日本酒、調味料などが好調で輸出増。</p> <p>(4) 農産品輸出額1割増～24年上半期 茶、米 伸び3割超～（日本農業新聞 R6. 8. 3） 1次農産品の輸出額は2006億円で、過去最高を更新。日本食ブームや円安も追い風になり、緑茶や米、牛肉を中心に輸出が伸びた。</p> <p>(5) 日本の農産品輸出に逆風～トランプ政権 関税引き上げ方針～（日本農業新聞 R6. 11. 26） 米国への全ての輸入品に10～20%の関税を課す方針。米国産農産品の輸入関税のさらなる削減や検疫の優遇を迫られる可能性もある。</p> <p>(6) 米輸出 初の100億円台～24年1月～11月 日本食人気追い風～（日本農業新聞 R6. 12. 27） 北米向けを中心に伸長。冷めてもおいしいといった品質の高さで支持を高めている。</p>
	<p>推進項目7 食の安全を支える生産体制の確保</p> <p>(1) 手作り漬物 販売岐路に～衛生管理の国際規格、全面義務化～（日本経済新聞 R6. 6. 3） 管理記録の作成に加え、設備投資が必要な場合もあり、副業としてきた個人農家には販売を諦める人もいる。</p> <p>(2) 「最悪の侵略的」水草 拡大防げ～特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」～（神戸新聞 R6. 6. 11） 兵庫県が農業者向けの防除法をまとめた。水田への侵入を防ぐため、水路や給水栓周りのこまめな見回りを呼びかける。</p> <p>(3) 鳥インフルで化製処理～防疫指針改正へ方針～（日本農業新聞 R6. 6. 28） 家畜の殺処分の迅速化へ、主な処理方法に従来の焼却・埋却に加え、鶏を粉末状にする化製処理も加えることを挙げた。</p> <p>(4) 鳥インフル最多ペース 鶏卵価上昇に拍車も（日本農業新聞 R6. 11. 22） 今期、鶏卵は猛暑による生産減や需給調整で供給量が抑えられたことで既に高値。多発が続けば価格上昇に拍車がかかる見方。</p> <p>(5) 牛感染症 発生続く ランピースキン病 2件20農場、風評も（日本農業新聞 R6. 12. 10） 発生県ではワクチン接種が始まり、牛を自然淘汰した農場への支援も年内に始まる予定。人への感染はない。</p>
	<p>推進項目8 特色を活かした活力ある地域づくりの推進</p> <p>[獣害対策]</p> <p>(1) 総合射撃場オープン～三木 県が整備、狩猟者育成～（神戸新聞 R6. 6. 4） シカやイノシシを捕獲する狩猟者の育成施設で、わな猟の技術も学べる。愛称は「ハンターズフィールド三木」に決定。</p> <p>(2) 鳥獣交付金 抜本見直しを～財務省が改善要求「効果に疑問」～（日本農業新聞 R6. 6. 30） 適切に侵入防止柵を設置・管理していない市町村には費用を支払わないよう提起。25年度予算の編成に合わせて改善するよう求めた。</p> <p>(3) 市街地のクマ 銃猟可能に～環境省 条件付き緩和、法改正へ～（神戸新聞 R6. 7. 9） 法改正により、①人身被害の恐れが生じている、②建物内に入り込んだ、③箱わなで捕獲した、場合に住宅街での銃猟を可能にする。</p>

基本 方向 3	<p>(4)鳥獣捕獲スマート化普及へ モデル地区を支援 農水省（日本農業新聞 R6. 11. 18） センサーカメラによる出没状況の観測や、捕獲したことを通知するわなの設置など、データを活用したスマート捕獲の普及を目指す。</p> <p>[中山間地域] (1)地域づくり協 全国で 100 組織～農業が最多 89 組織～（日本農業新聞 R6. 6. 4） 移住者を職員として雇用し、組合員である各事業者に派遣する特定地域づくり事業協同組合。人手不足解消と移住促進の新たな取組。 (2)「困り事」が生む関係人口～清掃も草刈りもイベントに～（日本農業新聞 R6. 6. 28） 岐阜県飛騨市では、市民の困り事などを HP で公開し、地域外から参加者を募集。参加すると地域通貨に加え、野菜などが贈られる。 (3)住民の声を政策に～高知県職員が市町村駐在“困り事”サポート～（日本農業新聞 R6. 9. 1） 県の仕事をもちながら地域担当制をとる県もあるが、高知県は市町村専属とするのが特徴。職員の現場感覚も培われる。</p> <p>[田んぼダム] (1)田んぼダム 17%増～23 年度 目標面積達成へ着々～（日本農業新聞 R6. 6. 2） 気候変動で記録的な大雨が増える中、田んぼダムの役割が改めて見直されている。兵庫は 23 年度の取組面積第 8 位（1812ha）。</p>
	<p>推進項目 9 農山漁村の防災・減災対策の推進</p>
	<p>(1)ため池防災工事、着手 24%～兵庫など調査 対策加速へ支援必要～（神戸新聞 R6. 6. 22） 総務省は、工事ができる業者が限られ、ため池所有者が不明で手続きが進まないことなどが遅れの要因とみる。 (2)水利施設更新 国・県主導で～農水省 土地改良法改正方針～（日本農業新聞 R6. 12. 6） 国や都道府県の発意で更新する場合、計画の概要策定や受益農業者からの同意取得を国などが行い、農業者による手続きは不要。</p>
	<p>推進項目 10 豊かな森づくりの推進</p>
	<p>(1)森林管理 市町への移行議論～分収造林問題 有識者委初会合「人材確保が課題」～（神戸新聞 R6. 7. 3） 森林が持つ公益的な機能を確認した上で、収益の見込めない森林の管理を市町などに移管する場合の方法や課題について話し合った。 (2)森林管理の集約推進～同意手続き軽減へ法改正～（日本農業新聞 R6. 8. 6） 伐採や再造林が進まない森林の管理を、経営意欲のある林業の担い手に集約しやすくするため、政府が森林経営管理法の改正を検討。</p>
	<p>推進項目 11 食と「農」に親しむ楽農生活の推進</p>
	<p>(1)野菜づくり通じ交流の和育てる～神戸国際大付高敷地内に市民菜園誕生～（神戸新聞 R6. 6. 27） 水やりや農具庫の整理など、生徒が一般利用者と協力して野菜づくりに挑戦。イベントも開かれ、多世代交流の場となっている。 (2)神出「ガチャ」大盛況～想定 200 個上回る「また訪れて」～（読売新聞 R6. 7. 21） 農作物や地域の名店の食事が当たるカプセル販売機「田園ガチャ」を使った催しが、兵庫楽農生活センターで開催。</p>
	<p>推進項目 12 「農」と多様な分野との連携強化</p>
	<p>(1)マニュアル化、移動式トイレ…障害者働きやすく～農福推進で政府方針 取り組み 1.2 万件へ～（日本農業新聞 R6. 6. 6） 障害者だけでなく、高齢者や生活困窮者などが農業体験を通じて交流する「ユニバーサル農園」を普及・拡大。</p>

(2) 農福連携事業者 7179 件～1 年前倒しで目標達成～（日本農業新聞 R6. 7. 27）

6 月に決定した改訂版の「農福連携等推進ビジョン」で、今後は 30 年度末までに 1 万 2000 件以上を目指す。

(3) 新鮮野菜 バスでお届け～神戸市・西区で収穫、都心の消費者へ～（神戸新聞 R6. 9. 10）

収穫したばかりの野菜を路線バスのトランクに積み込み、神戸三宮バスターミナルで荷降ろし。運送に新たな CO₂ を排出しない利点。

推進項目 13 県民への農林水産物の安定供給と県産県消の推進

(1) 丹波篠山、給食 45%市内産（日本経済新聞 R6. 9. 14）

同市は 20 年度から地元産コシヒカリ「農都のめぐみ米」の米飯給食を原則週 4 日、めぐみ米が原料の米粉パン給食を週 1 日提供。

(2) 農体験“コスパ”重視～内閣府 食育に関する世論調査～（日本農業新聞 R6. 11. 2）

農林漁業体験に参加したくなる工夫について、体験費用が安い、日帰りできるなどの回答が上位に。

(3) 食品等流通法 改正へ～政府 価格転嫁の環境整備～（日本農業新聞 R7. 1. 17）

食品事業者らによる国産農産物の利用などの取り組み計画を国が認定し、金融・税制面などで支援。

農林水産政策審議会規則

昭和36年4月28日
規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第3条の規定に基づき、同条例に規定する農林水産政策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 農林水産業及び農山漁村の振興のための基本的事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農林水産政策に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員の任命又は委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の役職員
- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(委員及び専門委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を助け、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指示する順位により、その総務を代理する。
- 5 会長及び副会長にともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が召集する。

- 2 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長の職務及びその代理並びに部会の会議については、第6条第3項及び第5項並びに前条の規定を準用する。

(幹事)

第9条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員、関係行政機関及び関係団体の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、所掌事務について、委員を助ける。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和36年5月1日から施行する。
- 2 兵庫県農林技術審議会規則(昭和31年兵庫県規則第88号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の農林漁業審議会規則(以下「施行前の規則」という。)第4条第1項の規定により農林漁業審議会の委員に任命され、又は委嘱されている者は、改正後の農林水産政策審議会規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1項の規定により農林水産政策審議会の委員に任命され、又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、改正後の規則第5条第1項の規定にかかわらず、農林漁業審議会の委員として任命され、または委嘱された日から起算する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第4条第2項の規定により農林漁業審議会の専門委員に委嘱されている者は、改正後の規則第4条第2項の規定により農林水産政策審議会の専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則第6条第2項の規定により農林漁業審議会の会長及び副会長である者は、改正後の規則第6条第2項の規定により農林水産政策審議会の会長及び副会長として互選によって定められたものとみなす。

農林水産政策審議会運営細則
(平成28年9月12日農林水産政策審議会議決)

(趣旨)

第1条 この運営規則は、農林水産政策審議会規則(昭和36年規則第43号)第10条の規定に基づき、審議会の運営に関して必要な事項を定める。

(代理出席)

第2条 規則第4条第1項第2号の関係団体の役職員の委員が事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得た場合にあっては、代理人を出席させることができる。

2 委員は、代理人を出席させる場合には、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(審議会の公開)

第3条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、審議会を公開しない旨の決議をしたときは、この限りでない。

(1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合

(2) 審議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 審議会の開催は、非公開とする場合を除き、審議会の6日前までに公表するものとする。

3 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定義)

第4条 傍聴人とは、会長の許可を得て、審議会を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会長が別に定めるものとする。

(傍聴の手続)

第6条 報道関係者を除き、会議を傍聴しようとする者は、別に定める方法で、会長に申し出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと
- (5) その他審議会の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと

(傍聴時の撮影、録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、審議会において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(傍聴人への事務局員の指示)

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(傍聴人が退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が、審議会の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき
- (2) 傍聴人が、第7条から第10条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき

(部会における取り扱い)

第12条 第3条から第11条の規定は、審議会規則第8条に定める部会の開催において準用する。

附則

この運営細則は、平成28年9月12日から施行する。

附則

この運営細則は、令和4年11月4日から施行する。

(様式第1号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
上記のとおりご許可願います。 年 月 日 農林水産政策審議会会長 様 申込者 住所 氏名	

(参考様式)

委任状

私儀

このたび、 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

○年第○回農林水産政策審議会における委員報酬及び旅費の受領並びに審議等に関する一切の権限

年 月 日

兵庫県知事 様

農林水産政策審議会 会長 様

住 所

職 名

氏 名